

3. 熊本県光明会の設立と陸軍特別大演習

1928（昭和3）年10月ごろから、「熊本県光明会」を作ろうという動きが活発化してきた。

「光明会」の設置については、1914（大正3）、5（大正4）年ごろより、光田健輔がさかんに主張していた。まず、1914年12月に帝国ホテルで開催された中央慈善協会（会長洪沢栄一）の癩予防懇談会で講話を行った光田は、「癩病予防協会即ち光明会の設立を望む」と述べている。ついで、翌年2月13日に内務省に提出した「癩予防に関する意見」の中でも「光明会」の設立を希望していた。

ここで光田がいう「光明会」とは、後の癩予防協会のようなものであったと考えられる。ハンセン病患者絶滅政策の受け皿として、民間の全国組織「光明会」を設立し、官民合同で運動を展開する必要性を感じていたのかもしれない。しかし、この光田の「光明会」と「熊本県光明会」とが、どのように関連しているかは分からない。

ここで、少し詳しく「熊本県光明会」について述べてみたい。

まず、10月20日発行の『鎮西医海時報』第16号に、「熊本県光明会生る」という記事が掲載されている。そこでは、主唱者は、畑山四男六、河村正之、川久保定三、辛島知己、永野清、山田新三郎、山崎正董、福田令寿、齋藤宗宜、行徳健男、三好豊太郎の11人とされており、次のような「趣旨案」が紹介されている。

熊本県光明会趣旨案

内、心意の懊悩、形容の醜落、外、血族の愁惑、社会の嫌忌、未だ癩の如きはあらじ。之に対する努力と投資とは、現今の欧洲をし口、殆、患者其の跡を絶つの域に達せしめ得たり。単り、我が邦は即ち然らず。或は世を憚りて随处に潜在する者、或は自棄して白昼に横行する者、今も尚十万に近かかるべし。就中、熊本県は、さなきだに其の数多かるに、藤公の遺徳に、神癒の靈験を求めて、遠近来り集まる者亦少からず。噫、病毒の伝播容易に制御し難きを奈何せん。

或は、甲家の罹患、歴代相次ぐあり。人、為めに、妄りに癩は即ち遺伝すと断ず。或は乙者の壯駆、漸く頹廢に帰して、衰色却て長へに往時の秀容を偲ばしむあり。人、其の変遷の甚しきに昏迷して、即ち天之を刑すとなす。されば一たび此の病魔に襲はれんか、自己の憂苦以外、更に遺伝の極印、天刑の判決、以て累を六親眷属に及ぼす。是れ実に我が邦の現状にあらずや。嗚呼、癩歟、爾の残忍、一に何ぞ甚だしき。思うて茲に到る、人誰か爾の犠牲者の為に一掬の涙無きを得んや。

更に又、今や科学の進歩は、癩の病原を闡明し、其の伝染を説いて、遺伝を認めず。之を治すること難しとするも、尚予防其の途あるを訓ふ。即ち途ありと雖も、其の途未だ普からず。全国を通して未だ一個の予防機関すら之あるを聞かず。公私の療養所は漸く十指に余るも、其の収容する所は三千人を出でず。本病絶滅の望を之に托する

は、恰も百年河清を待つが如し。遺憾払ふに由なし。

上叙の感慨は実に我が徒をして茲に本会を創設せしむるに到りぬ。微力、敢て期す、冀くば官民翼賛の下、公私既設の療養機関と相呼応し、一は以て研究調査に任じ、一は以て知識の普及と施設の実現とに努めて、予防撲滅に貢献し、更に、癩患者と其の家族とに、慰藉と光明とを頒たんことを。

本会の所期既に斯の如し。是れ即ち、其の昔寧樂の都の癩院に、王妣の尊、能く一身を病者の慰安に献げまししと云ふ皇后の聖名を冒し、敢て本会を光明会と僭称する所以にして、本会存立の趣旨も亦実に茲に存す。

その発起人会が、12月1日に県庁会議室で開催されている。この時は30余名が参加し、発起人代表の河村正之九州療養所長があいさつしている。そして、会長に齋藤県知事を選出して会則を決定している（12月2日付九州日日新聞、『鎮西医海時報』第18号）。

役員 of 具体的な陣容は、以下の通りである。

会長	熊本県知事	齋藤宗宜
副会長	熊本県警察部長	水野 清
	熊本県学務部長	畑山四男美（六か）
	熊本県医師会長	福田令寿
理事		石松量蔵
		川久保定三
		河村正之
		上川 豊
		立山弥市
		塚本東璧
		三好豊太郎

また、会則は以下の通りである。

熊本県光明会々則

第一章 名称及位置

第一条 本会は熊本県光明会と称す

第二条 本会の事務所を熊本市に置く

第二章 目的及事業

第三条 本会は癩の予防撲滅及癩患者の救護慰安を図るを以て目的とす

第四条 本会は前条の目的を達する為左の事業を行ふ

(一) 癩に関する研究調査 (二) 癩の予防撲滅に関する施設 (三) 癩患者

の救護慰安（四）其の他必要なる事項

第三章 組織

第五条 本会は左の会員を以て組織す

名誉会員 特に本会に功労ある者

正会員 金十円以上を醸出する者

第六条 本会の事業を翼賛し金品の寄付を為す者を賛助員とす

第七条 本会に左の役員を置く

会長一名、副会長三名、理事若干名、会長には熊本県知事を推戴す、副会長、理事は評議員中より会長之を囑託す

第八条 本会に評議員若干名を置く

評議員は総会に於て会員之を互選す

第九条 本会に顧問若干名を置く顧問は学識名望ある者に就き会長之を囑託す

第十条 役員及評議員の任期は三箇年とす、但重任を妨げず

第十一条 本会の役員はすべて名誉職とす、但報酬手当其の他支給の必要あるときは会長に於て適宜之を処理することを得

第四章 役員の権限

第十二条 会長は本会を代表し会務を総理し会議の議長となる、副会長は会長を補佐し会長事故あるときは其の職務を代理す、理事は会長の命を承け会務に従事す

第五章 会議

第十三条 総会は毎年一回之を開き前年度事務会計の報告及重要事件の審議を為す、評議員会は会長の意見又は会員三分の一以上の請求に依り之を開き会長の提出したる案件を審議す

第十四条 会議の議決は出席者の過半数に依る可否同数なるときは議長之を決す

第十五条 会議の開催は一週間以前に通知するものとす

第六章 会計

第十六条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十七条 本会の経費は左の収入を以て之に充つ

会費、補助金、寄附金、財産より生ずる収入其他の収入

第十八条 本会の資産は公債郵便貯金又は確実なる銀行若は信用組合貯金として之を管理す

第十九条 本則は総会に於て出席者三分の二以上の同意あるにあらざれば改正することを得ず

附則

第二十条 本会最初の役員は発起人之を選定し其の任務を第一次総会の終了までとす

第二十一条 本則に附帯する細則は会長之を定む

会則に付随して「企画事業」として、以下のようなものが定められた。

企画事業

研究調査に関するもの

- 一．学識経験ある士に囑託して不断癩の社会的並学術的研究調査を發行し尚毎年二回会合を開き其の結果を報告し併せて意見の交換を為すこと
- 二．癩患者の分布、生活状態、其他諸般の事項に就き成るべく正確なる統計の蒐集に努むること

予防撲滅に関するもの

- 三．必要に応じ秘密相談所を設け罹患の疑いある者の検診並身上、家庭上其他の相談に応ずること
- 四．患者の市井徘徊、人家歴訪など其の他を防止する為適當の方法を講ずること
- 五．現在多数の癩患者集合せる部落の為特に適當なる方法を講じ之が浄化を図ること

患者及家族の救護慰安に関するもの

- 六．公私療養所の入所に関する手續を紹介し成るべく諸般の便宜を謀ること
 - 七．公私療養所患者の為宗教家、特志家、芸術家等に講話、演奏其の他を乞ひ精神的慰安を図ること
 - 八．特に貧困なる患者の為必要に応じ金品を贈り物質的援助を為すこと
 - 九．患者發生の為特に家計困難に陥りたる家族に対し慰安救護を計ること
 - 十．患者の子女感染予防の為成るべく早期に適當なる方法を講ずること
- #### 知識の普及輿論の喚起に関するもの

- 十一．先の方法に依り予防に関する知識の普及並輿論の喚起に努むること
(イ) ポスター、パンフレット、リーフレット其他の文書の配布 (ロ) 講演会の開催 (ハ) 会誌の発行 (以上、引用は『鎮西医海時報』第 18 号、1928 年より)

事務所は、西坪井町 141 番地の河村正之宅に置かれることになった。

「熊本県光明会」の設立に尽力したのは内田守だったようである。ところが、その後の活動状況を九州日日新聞等に探ろうとしても、まったく出てこない。理事の一人であったルーテル教会牧師の石松量蔵の回想『盲目の恩寵』によれば、「会の頭が高過ぎて、肝心な内田委員等の働く余地がなく、発会式のままで終ってしまったというような始末であった」という。

「熊本県光明会」は、その「企画事業」をみても分かるように、ハンセン病患者の「予

防撲滅」と本妙寺集落の「浄化」を目標に掲げ、患者の療養所入所への「便宜」を図り、家族への「物質的援助」をうたっていた。「癩予防法」制定以前の段階だから、患者の全員強制収容を掲げてはいないが、もしもこの「熊本県光明会」が会則通りの具体的な活動を展開していたならば、「無らい県運動」は熊本県に始まるとされていたかもしれない。

ちょうど同じ時期の1928（昭和3）年11月に、昭和天皇の即位式が行われた。内務省衛生局は、翌年3月30日に『昭和御大禮衛生記録』を刊行した。それをみると、内務省が、天皇の即位式を前にして、伝染病の予防に神経をとがらせ、府県知事宛に「衛生施設事項に関し地方長官及関係官庁に対する依頼通牒」（昭和三年三月二八日）を発していたことが分かる。その「緒言」と、「通牒」の中のハンセン病関連部分を引用する。

緒言

昭和三年十一月の御大禮に関し諸般の衛生施設を整備し殊に伝染病の流行を事前に防遏し国民の健康状態を佳良に確保するは重要な事務にして且其の事務の性質上成るべく前以て十分なる容易と努力とを傾注して之に当る要あるを以て内務省衛生局にては同年二月より之か根本的計画の樹立に当ることとなれり依て山田衛生局長主宰の下に数次之に関する協議会を開催し宮内省方面とも打合せ前例等をも参酌し京都府衛生課長の上京も促し審議の結果御大禮衛生施設に関する事務の進捗につき予め左案の通り定めたり

衛生施設事項に関し地方長官及各関係官庁に対する依頼通牒（昭和三年三月二八日）

.....

第十、癩予防ニ関スル件

- 一、浮浪徘徊の癩患者に対する取締を嚴重にし関係府県と協力し遺憾なきを期すること
- 二、癩患者の一時救護設備及びひ拡張を図ること
- 三、私宅療養患者をして多数の集合する場所又は客の来集を目的とする場所に出入せしめざること
- 四、癩療養所所在地府県に在りては収容中の患者の逃走防止に就き特に注意すること

第十一、精神病者に関する件.....

この「通牒」に対する京都・大阪・奈良・三重・愛知の復命が、1928（昭和3）年11月5日付でまとめられている。これらの諸府県は、復命書の真つ先に「癩」を挙げており、次が「精神病者」である。このことから、当局が最も神経をとがらしていたのがハンセン病患者と精神病患者であったことが分かる。

また、「通牒」121ページからの「庁府県に於ける衛生施設概況」には、全国の府県の報告書が掲載されており、佐賀県の報告には「癩予防ニ関スル件」が記載されているが、熊

本県の報告にはハンセン病関連の記載はなかった。以下の通りである。参考までに、佐賀県の報告も引用しておく。

(44)熊本県

御大禮衛生施設事項に関する件に就ては昭和三年三月二十八日附内務省発衛第二十八号依命通牒に準拠し、各警察署長、市町村長、各種団体と協力以て遺漏なきを期し六月以降を終了までを第二、三期とし之が実行に入り特に衛生課長を派遣し八月二十四日より十一月七日に至る間三十ヶ所に於て講演をなさしめたるに之が聴講者一万一千六百四名なり又一面課員、警察署長、市町村長指導督励の任に当り防疫に関しては警察署長、市町村長を督励し時々県衛生課員を派遣し防疫施設の徹底を期し予防警戒に努めたる結果一月以降猖獗を極めたる伝染病も低減し平常以上の成績を挙げ一般衛生、防疫衛生共に相当の成果を収め得たり (pp.520-1)

佐賀県の「癩予防ニ関スル件」

管下に於ける癩患者は昭和三年六月末現在百八十五名なるが之等患者に対しては本人又は家人に対し病原と予防の方法を指示し誘導啓発に努むると雖も今尚旧慣を脱せず相当の資力あるに拘らず家人と雑居し予防の途を講ぜず諸方を浮浪徘徊し病毒を散蔓せしむるの虞あるを以て之れが予防取締の徹底を期する為め六月以降随時検索を励行したるか無資力者にして療養の途なきもの三名発見之等は何れも療養所に收容資力あるものに対しては隔離其の他療養の途を講ぜしむる等御大禮警備の完璧を期したり

「通牒」にあるように、天皇や皇族が関連した行事の際には、ハンセン病患者の取り締まりが特に厳しくなった。浮浪患者の取り締まりや、多数が集まる場所への出入り禁止、療養所入所者の逃走防止などである。しかし、この時点での熊本県当局者の意識には、数ある伝染病の中でも特にハンセン病を重視するような特徴はみられない。それでも重要なのは、これを契機として、熊本県が、各警察署所轄単位に衛生会を組織したことである。そして、衛生会の事業の第一に「伝染病の予防救治」が挙げられた。このように、熊本県の末端まで、地域ぐるみで伝染病の予防と撲滅に取り組むような体制が、昭和天皇の即位式を契機として成立していったのである。先述した「熊本県光明会」は、昭和天皇の即位式を契機とするこのような体制の延長線上に位置付けられるかもしれない。

1929 (昭和 4) 年 3 月 30 日、九州療養所は、あらたに西側の 6218 坪を買収した。5 月 31 日には、第 2 期の拡張工事が完成し、收容定員を 580 名に増加した。そして、現在の入所者数が 530 名なので、「目下尚 50 名の空床あるを以て之を充たすべく各県警察部に送致方を勧誘」した (『鎮西医海時報』第 27 号、1929 年)。さらに、療養所の北側と西側に高さ約 2m のコンクリート塀が作られた。いうまでもなく、逃走者防止のためである。

全国に先駆けて自治会を結成したのは、九州療養所であった。1925（大正14）年4月に療養所に再入所した原田久は、雑談の中で次のように語った。最近のように毎日逃走者が発生するという事は、懐が寂しいからであって、入所者の生活の安定が何よりも急務である。当局も分かっているが何の手だても講じない。それならば自分たちの手で、全力を挙げて、「他が救われ、みずからもまた救われ、安心して死んで行ける世界を創造しなければ、われわれの生きる道はない」、と。

逃走の原因の一つに懐の寂しさがあったことは、早くから指摘されている。患者作業を行ってわずかな手間賃をもらうこともできず、実家からの仕送りもない入所者は、共同生活の中で惨めな思いをして暮らすことに耐えかねて、規則違反であることを承知しながらも逃走するしか方法がなかったのである。

1926（大正15・昭和元）年6月19日に結成された自治会（時光会）は、逃走者を出さぬように、売店を経営し、豚を飼い、作業場を建ててさまざまな事業を行い、その利益を互助救済に充てることを目的としていた。入所者が、「安心して死んで行ける」ように、逃走しなくても療養所の中で命を永らえるように、みんなで支え合おうという相互扶助の精神の下に結成されたのである。それに対する療養所側の回答が、逃走防止用のコンクリート壁の設置であったとは、何とも皮肉なものである。

1930（昭和5）年になると、3月に、内務省が全国一斉調査を行った。患者数は全国で1万4261名、熊本県は1038名で、鹿児島・東京について全国第3位であった。未収容患者数は、全国で3985名、熊本は336名だった。

このころの政治界は、政友会と民政党とが交互に内閣を組織しており、いわゆる「憲政の常道」と呼ばれた政党内閣制の時代であった。1929（昭和4）年7月2日に濱口雄幸民政党内閣が成立し、その内務大臣に熊本県出身の安達謙蔵が就任すると、安達のイニシアティブの下でハンセン病対策が大きく進展することになる。

安達が内務大臣として果たした役割は、大きく次の4点にまとめることができる。

第一に、ハンセン病の「根絶計画」を策定したことである。安達は、内務省衛生局に指示して、1930年10月に「癩の根絶策」をまとめさせている。そこには、ハンセン病絶滅までの、20年、30年、50年という3つの計画が明記されている。このように、政府のハンセン病絶滅政策が明確化されたことが、「無らい県運動」の一大契機となったことは想像に難くない。

第二に、癩予防協会の設立に尽力したことである。癩予防協会は、渋沢栄一を会頭として、1931（昭和6）年3月31日に発足したが、政府と歩調を合わせて、ハンセン病絶滅政策を民間にあって担った団体である。そして、貞明皇后の誕生日（6月25日）を「癩予防デー」と定めて、この日を含む1週間を「癩予防週間」とした。これも、1931年からスタートしている。癩予防協会は、この「癩予防週間」にあわせて積極的な活動を展開していくことになる。熊本県でも、熊本県病根根絶期成同盟が主催し、熊本県、県医師会、薬剤師会、歯科医師会、九州新聞、九州日日新聞社が後援した講演と映画と三曲の会が、熊本

市大和座で午後 6 時より開かれて、600 余名が参加している。県衛生課が映画「母なればこそ」を上映したり、河村療養所長が講演したりしている。熊本県で最初の大規模な集会であった（6 月 26 日付九州日日新聞）。

第三には、言うまでもないことだが、1931 年 4 月 1 日に「癩予防法」を制定（改正）公布したことである。それまで資力がある患者に在宅治療を認めていた方針を一転し、全ての患者を収容し終生隔離するという絶対隔離主義を打ち出したのである。

第四には、1930 年 11 月 20 日の国立療養所長島愛生園の開設にみられるように、公立療養所の拡張に加えて国立療養所の新設計画を打ち出したことである。この年、7 月 17 日の九州療養所視察を始め、各療養所を視察した安達は、草津にも国立療養所が必要であると力説したことが、『日本 MTL』の第 11 輯に掲載されている。

安達内相は悲惨なる癩病の絶滅運動こそ現下最も早く解決せしむべき事業なることを痛感せられ、先この夏青森北部保養院及九州療養所を視察し又さらに草津を訪問して七百余名の癩患者が全国より集合して自由療養しつつある実情を詳に視察せられた。その結果国立癩療養所を草津にも設立して約四百名の患者を収容せんとの議を發表せられた。

以上のような安達内相の政策が、1931（昭和 6）年から戦前の「無らい県運動」が始まるのに大きな役割を果たしたのである。

1931 年といえば、この年 11 月に行われた陸軍特別大演習のことに触れないわけにはいかない。なぜならば、陸軍特別大演習で天皇が来熊することを契機として、ハンセン病患者に対する取り締まりが激化しているからである。

10 月 20 日には、熊本市内を中心に一斉取締が実施された。10 月 22 日付の九州新聞の「各方面一斉の取締デー」では、次のように報じている。

愈々大演習を目睫に控へた熊本県警察部各課では治安取締に血眼の奮闘振りであるが廿日南北両署を督励し保安課では市内交通取締、特高課では不穩文書類取締、衛生課では癩病患者取締を行ひ此の日期せずして一斉取締デーの觀を呈した。

また、同日付の九州日日新聞夕刊でも、「第三期に入った熊本県の大演習警備」と題して、「衛生課では市内に散在するレプラ狩りを行ひ本妙寺をはじめその界限および各所より十数名の患者を検束収容した」と述べている。

11 月 16 日には、河村正之が、熊本県庁で天皇に拝謁している。

このように、1928（昭和 3）年の即位式でもそうであったが、天皇の来熊に際して、熊本県では、衛生課を中心にハンセン病患者の取り締まりを実施し（「レプラ狩り」）、本妙寺などの浮浪患者が検束収容された事実が浮かび上がってくる。一方では、貞明皇后が

回春病院と待労院に 3000 円ずつ下賜するなど、貞明皇后を中心とした皇室の仁慈が強調されながら、一方では天皇の行幸の際には厳しく取り締まられ排除されるという二面性が、はっきりと浮かび上がっている。

ただ、この陸軍特別大演習の時のハンセン病患者取り締まりの強化が、熊本県では、そのまま「無らい県運動」に発展していったわけではないことにも注目する必要がある。あくまで一過性の対策であったのであり、熊本県における「無らい県運動」が実質的にスタートするのは、宮崎松記が九州療養所所長として赴任する 1934（昭和 9）年からであった。

1932（昭和 7）年になると、熊本県社会課が、1 月 17 日に、救護法の実施に伴って方面委員 250 名を任命している。方面委員とは、現在の民生委員のようなものであるが、この時、本妙寺事件に大きな役割を果たした十時英三郎も任命されている。

同日、九州療養所で、塚本又次郎主事の留任を要求して、600 名前後の入所者が集団で脱出し、白旗を先頭に押し立ててラッパを吹きながら県庁に請願に行こうとする事件が発生している。この事件を報道した九州新聞は、

急報に接した所轄植木署を初め熊本北署、南署、隈府署三百余名の警官隊及び市内消防多数時を移さず非常召集しすは一大事と島田北署長総指揮官となる自動車オートバイを飛ばして進軍中の患者隊を阻止すべく出動した一方県庁、知事、内務部長、警察部長の各官舎にも警察隊を張り込ませ第一線は八景水谷、第二線は室園と阻止隊を配置しながら戦場の如き大混雑を呈した尚熊本憲兵分隊でもこの報に接し直ちに隊員の非常召集を行い警官隊の応援として出動し沿道筋はただならぬ緊張の色を見せ戒厳令でも布かれたかの如き光景を呈した

と、「戦場のような大混雑」とか「戒厳令」とか、ものものしい警戒がなされたことが分かる。

この事件は、結局、八景水谷付近で、入所者代表と島田熊本北署長とが面談し、島田署長の説得に応じた入所者たちは、三々五々帰路につくかたちで決着を見ている。結局、入所者たちの留任請願も実らず、塚本主事は 1 月 30 日に辞任した。後任として、3 月 31 日に下瀬初太郎が任命されている。

また、3 月に、癩予防協会会頭に、熊本県出身の元首相清浦奎吾が就任した。

1933（昭和 8）年 7 月 27 日、河村正之九州療養所所長が杖立温泉で急死し、8 月 3 日に、斉藤敏雄県衛生課長が所長事務取扱に任命された。11 月 10 日、田村貞亮が療養所所長に任命されたが、翌年 1 月 24 日には辞任、再び斉藤衛生課長が所長事務取扱に任命されている。